

議案第16号

新座市立集会所条例の一部を改正する条例

新座市立集会所条例（平成4年新座市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>市外団体（市内に居住している者を含まない団体をいう。）が利用する場合の使用料は、この表の使用料の倍額とする。</u></p>	<p>別表第2（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p>

附 則

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 改正後の新座市立集会所条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

市外団体に係るふれあいの家の施設及び設備の使用料を改めたいので、この案を提出するものである。